

中 小 企 業 者 の 皆 様 へ

# 経 営 安 定 資 金

## 危 機 対 策 枠

(無利子・無保証料)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、資金繰りに支障をきたしている県内中小企業者の皆様を支援します。

対 象 者	次の要件を満たす中小企業者 原則として、最近1か月間の売上高等と、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる中小企業者等。 ※認定基準の運用緩和により、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者も対象です。 ※中小企業でSN5号認定の場合は、特別枠で無利子・無保証料となります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせください。
融 資 限 度 額	40百万円 (経営安定資金の既存枠とは別枠)
資 金 使 途	運転及び設備資金
貸 付 期 間	10年以内 (据置5年以内)
金 利	0.00% (当初3年間は下記金利相当分を事後にキャッシュバックすることで実質無利子化) ※4年目以降：危機関連保証・SN4号1.15%、SN5号1.35%
保 証 料 率	0.00% (国、県、保証協会ですべての期間負担)
保 証 人	取扱金融機関の定めによる

- 市町村が発行する認定証が必要です。
- 申込みは、県内の取扱金融機関又は県信用保証協会へ
- 制度の内容などは、次の機関へ御照会ください
  - 秋田県 産業政策課 団体・金融班・・・TEL018-860-2215
  - 秋田県信用保証協会 本所・・・TEL018-863-9011



秋田県 産業政策課